

第3回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2020年3月2日（月）

午前8時45分から

場所：愛知県本庁舎6階 正庁

1 挨拶

2 議題

- (1) 新型コロナウイルス感染症の現状について

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公立学校の臨時休業の措置について

- (3) 新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所・幼稚園等の対応について

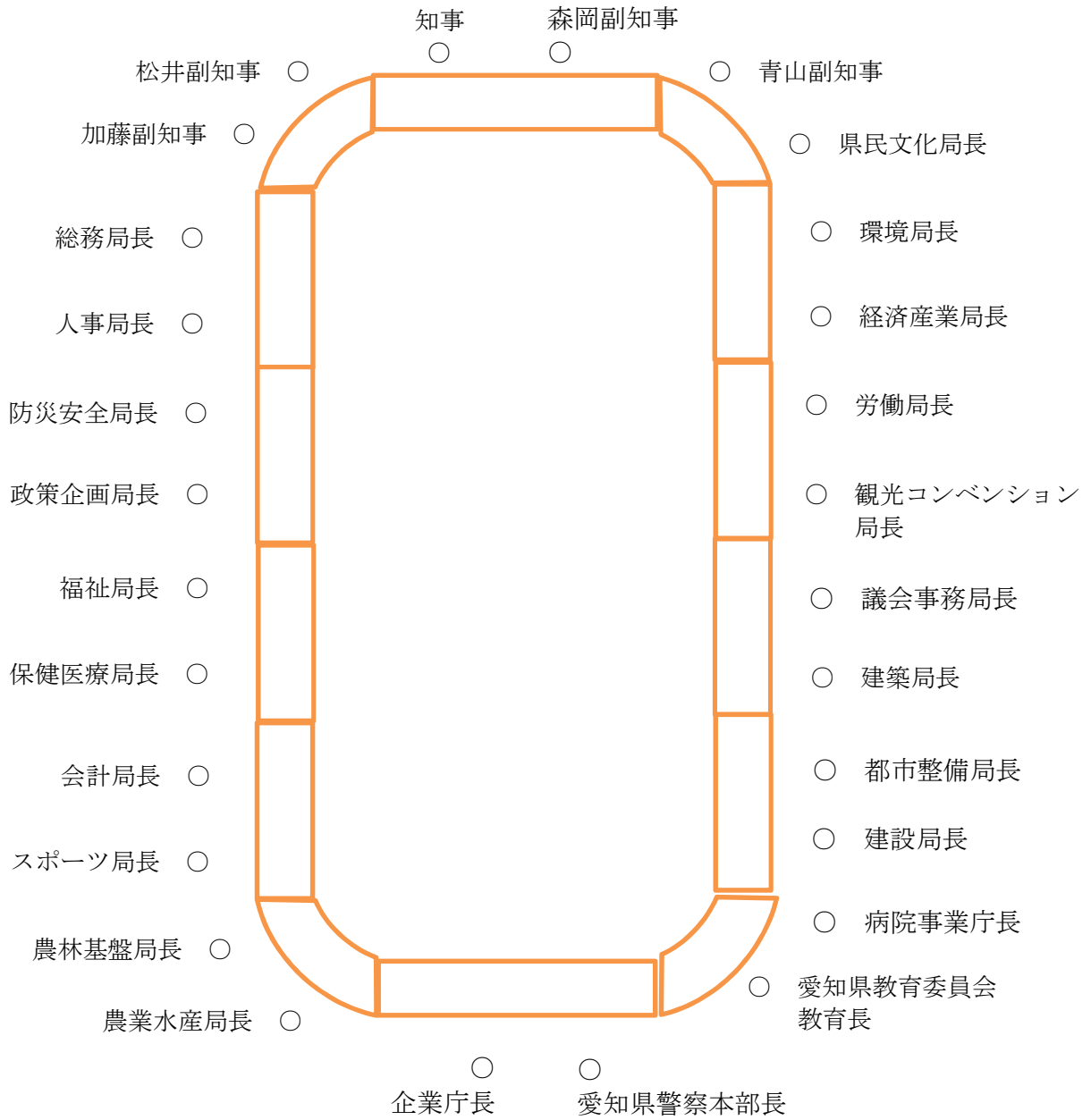
- (4) 臨時休業期間中における小学校「自主登校教室」の設置要請について

日時：2020年3月2日（月）

8：45～

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



出入口



- 生活衛生部長
- 保健医療局技監
- 健康医務部長
- 健康対策課長
- 健康対策課主幹

新型コロナウイルス感染症の現状について

3月1日（日）21時 時点

○愛知県での発生状況

患者 32人（うち3人退院、1人県外転院）

○クルーズ船患者の受け入れについて

・横浜港からの直接の受け入れ

患者8人（うち同行者1人）（うち1人退院）

・藤田岡崎医療センターでの受け入れ

受け入れ人数 128人

入院患者 16人（うち3人退院）

退所者 14人

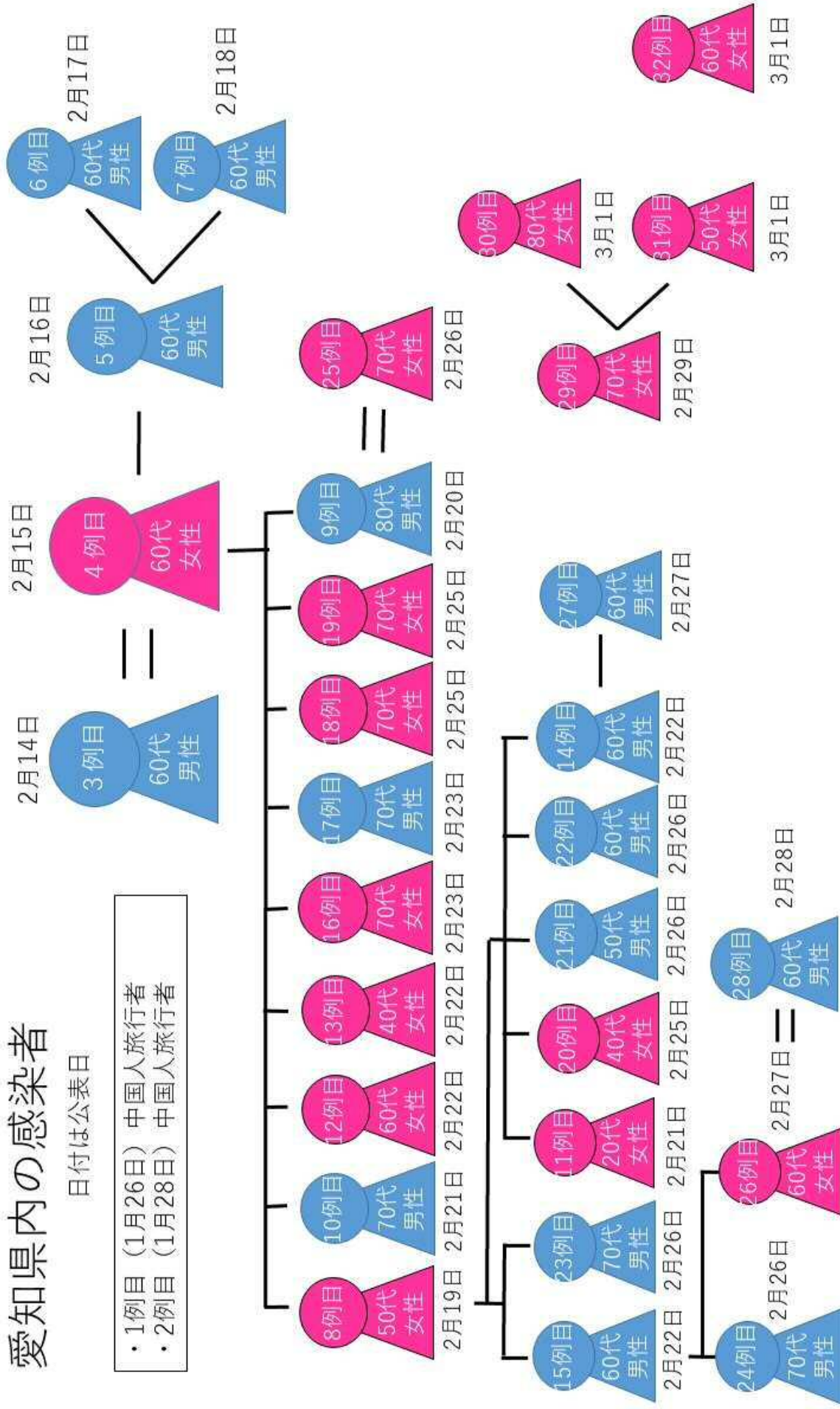
○入院状況

県内医療機関（感染症指定医療機関等） 48人

愛知県内の感染者

日付は公表日

- ・1例目 (1月26日) 中国人旅行者
- ・2例目 (1月28日) 中国人旅行者



愛知県内で発生した患者の概要

1 例目（1月26日）《本県発表》

- ・患者：中国湖北省武漢市からの旅行者（40代男性・中国人）
- ・経過：1月22日 来日
1月23日 発熱あり
1月24日 発熱が続き、関節痛も出現、県内の医療機関に受診
レントゲン及びCTで肺炎像が認められ入院
1月26日 国立感染症研究所によるウイルス検査で陽性
- 2月 8日 退院**
- ・濃厚接触者：2名（健康観察終了）

2 例目（1月28日）《本県発表》

- ・患者：中国湖北省武漢市からの渡航者（40代男性・中国人）
- ・経過：1月20日 来日
1月23日 発熱あり
1月26日 県内の医療機関に受診し肺炎の診断あり、28日入院
1月28日 国立感染症研究所によるウイルス検査で陽性
- 2月 6日 退院**
- ・濃厚接触者：3名（健康観察終了）

3 例目（2月14日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市内在住（60代男性・日本人）
- ・経過：1月28日 ハワイへ渡航
2月 3日 感冒気味の症状あり（発熱なし）
2月 7日 ハワイから帰国
2月 8日 発熱あり、市内の医療機関に受診
2月13日 市内の別の医療機関に受診、入院
2月14日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者：名古屋市が調査

4 例目（2月15日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（60代女性・日本人） ⇒ **3例目の患者の妻**
- ・経過：1月28日 ハワイへ渡航
2月 7日 ハワイから帰国
2月13日 微熱、頭痛あり
2月14日 市内の医療機関に受診
2月15日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
市内の別の医療機関に入院
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

5例目（2月16日）《本県発表》

- ・患者：尾張地方在住（60代男性・日本人） ⇒ 4例目の患者と2/11に接触
- ・経過：2月11日 4例目の患者と飲食
2月14日 6例目の患者と自宅で接触
2月15日 発熱あり、県内の医療機関に受診
2月16日 愛知県衛生研究所によるウイルス検査で陽性、入院
- ・濃厚接触者 7人

6例目（2月17日）《本県発表》

- ・患者：尾張地方在住（60代男性・日本人） ⇒ 5例目の患者と2/14に接触
- ・経過：2月14日 5例目の患者自宅で接触
2月17日 発熱、全身倦怠感、軽度の肺炎あり、県内の医療機関に受診
愛知県衛生研究所によるウイルス検査で陽性、県内の別の医療機関に入院
- ・濃厚接触者 4人

7例目（2月18日）《本県発表》

- ・患者：尾張地方在住（60代男性・日本人） ⇒ 5例目及び6例目の患者と2/14に接触
- ・経過：2月14日 5例目の患者自宅で接触
2月17日 夜に発熱、咳嗽等が出現
2月18日 県内の医療機関に受診し、軽度の肺炎所見あり
愛知県衛生研究所によるウイルス検査で陽性、県内の別の医療機関に入院
- ・濃厚接触者 3人

8例目（2月19日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（50代女性・日本人） ⇒ 4例目の患者と接触
- ・経過：2月17日 倦怠感、発熱、市内医療機関A受診
2月18日 倦怠感、発熱、市内医療機関B受診
2月19日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

9例目（2月20日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（80代男性・日本人） ⇒ 4例目の患者と接触
- ・経過：2月19日 発熱、市内医療機関受診、入院（容態は安定）
2月20日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

10例目（2月21日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（70代男性・日本人） ⇒ **4例目の患者と接触**
- ・経過：2月19日 発熱、咳
2月20日 市内医療機関受診
2月21日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

11例目（2月21日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（20代女性・日本人） ⇒ **8例目の患者と接触**
- ・経過：2月20日 発熱、咳、息苦しさ。市内医療機関受診、入院
2月21日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

12例目（2月22日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（60代女性・日本人） ⇒ **4例目の患者と接触**
- ・経過：2月19日 発熱、鼻汁、頭痛
2月21日 市内医療機関受診
2月22日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

13例目（2月22日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（40代女性・日本人） ⇒ **4例目の患者と接触**
- ・経過：2月20日 発熱
2月21日 市内医療機関受診
2月22日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

14例目（2月22日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（60代男性・日本人） ⇒ **8例目の患者と接触**
- ・経過：2月20日 発熱、咳、倦怠感
2月21日 市内医療機関受診
2月22日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

15例目（2月22日）《名古屋市発表》 ⇒ 8例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（60代男性・日本人）
- ・経過：2月20日 発熱
2月21日 市内医療機関受診
2月22日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

16例目（2月23日）《名古屋市発表》 ⇒ 4例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代女性・日本人）
- ・経過：2月22日 発熱、市内医療機関受診
2月23日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

17例目（2月23日）《名古屋市発表》 ⇒ 4例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代男性・日本人）
- ・経過：2月21日 発熱、咳
2月22日 市内医療機関受診
2月23日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

18例目（2月25日）《名古屋市発表》 ⇒ 4例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代女性・日本人）
- ・経過：2月20日 発熱
2月21日 市内医療機関受診
2月25日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

19例目（2月25日）《名古屋市発表》 ⇒ 4例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代女性・日本人）
- ・経過：2月23日 発熱、咳、市内医療機関受診
2月25日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

20例目（2月25日）《名古屋市発表》 ⇒ 8例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（40代女性・日本人）
- ・経過：2月23日 発熱、鼻水、市内医療機関受診
2月25日 市内医療機関受診、名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

21例目（2月26日）《名古屋市発表》 ⇒ 8例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（50代男性・日本人）
- ・経過：2月24日 発熱、のどの乾き
2月25日 市内医療機関受診
2月26日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

22例目（2月26日）《名古屋市発表》 ⇒ 8例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（60代男性・日本人）
- ・経過：2月25日 発熱、市内医療機関受診
2月26日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

23例目（2月26日）《名古屋市発表》 ⇒ 8例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代男性・日本人）
- ・経過：2月24日 発熱、咳、鼻水
2月25日 市内医療機関受診
2月26日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

24例目（2月26日）《名古屋市発表》 ⇒ 15例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代男性・日本人）
- ・経過：2月23日 発熱、咳、倦怠感
2月25日 市内医療機関受診
2月26日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

25例目（2月26日）《名古屋市発表》 ⇒ 9例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（70代女性・日本人）
- ・経過：2月24日 発熱、咳、咽頭痛、鼻水、市内医療機関受診
2月26日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

26例目（2月27日）《名古屋市発表》 ⇒ 15例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（60代女性・日本人）
- ・経過：2月26日 発熱、市内医療機関受診
2月27日 市内医療機関受診、名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

27例目（2月27日）《名古屋市発表》 ⇒ 14例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（60代男性・日本人）
- ・経過：2月26日 発熱、咳、頭痛、市内医療機関受診
2月27日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

28例目（2月28日）《名古屋市発表》 ⇒ 26例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（60代男性・日本人）
- ・経過：2月27日 発熱、市内医療機関受診
2月28日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

29例目（2月29日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（70代女性・日本人）
- ・経過：2月23日 発熱、咳、嘔吐、市内医療機関入院
2月29日 名古屋市衛生研究所によるウイルス検査で陽性
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

30例目（3月1日）《名古屋市発表》 ⇒ 29例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（80代女性・日本人）
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

31例目（3月1日）《名古屋市発表》 ⇒ 29例目の患者と接触

- ・患者：名古屋市在住（50代女性・日本人）
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

32例目（3月1日）《名古屋市発表》

- ・患者：名古屋市在住（60代女性・日本人）
- ・濃厚接触者 名古屋市が調査

2020年2月28日

愛 知 県

学校の一斉休業に関する総理要請に伴う本県の対応

- 3月2日（月）から春季休業まで県立高校、県立特別支援学校について臨時休業とする。
- 公立小中学校にも同様の対応とするよう市町村教育委員会に要請する。
- 私立小中学校、高校にも同様の対応とするよう学校設置者に依頼する。
- 卒業式については感染症防止対策、式典の簡素化に配慮した上で実施する。
- 高等学校入学者選抜については、予定どおり粛々と実施する。
- 休業に伴う社会全般にわたる影響について、関係部局が協力して情報の収集、把握に努める。

令和2年2月28日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会事務局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る臨時休業の措置
について（通知）

令和2年2月27日に総理大臣官邸で開催された「第15回新型コロナウイルス感染症対策本部」の会議において、全国の全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日（月）から春休みまで臨時休業を行うよう要請がありました。

つきましては、下記のとおり対応することとします。各学校においては、幼児児童生徒・保護者へ周知するとともに、適切に対応してください。

記

- 1 令和2年3月2日から春季休業までを臨時休業とする。
- 2 卒業式は、感染予防のための措置や式典の簡素化など、万全の対応をとった上で、予定どおり実施する。
- 3 令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜は、予定どおり実施する。

担当 高等学校教育課 教科・定通指導グループ（伊藤）

特別支援教育課 指導グループ（榊原）

保健体育課 振興・保健グループ（山下）

電話 052-954-6787（高等学校教育課がヤルイン）

052-954-6798（特別支援教育課がヤルイン）

052-954-6793（保健体育課がヤルイン）

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

新型コロナウイルスに関連した感染症予防のための臨時休業等について
(依頼)

令和2年2月27日(木)に総理大臣官邸で開催された「第15回新型コロナウイルス感染症対策本部」の会議において、全国の全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日(月)から春休みまで臨時休業を行うよう要請がなされました。

つきましては、下記の取扱いについて、適切に対応するよう管内の市町村教育委員会へ周知してください。

なお、令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜については、予定どおり実施します。

記

- (1) 小・中学校及び義務教育学校は、令和2年3月2日(月)から春休みまでを臨時休業とする。
- (2) 卒業式については、感染予防のための措置や式典の簡素化など、万全の対応をとった上で、予定されている期日に実施する。

担 当	義務教育課 主幹 (伊藤孝)
電 話	052-954-6790 (ダイヤルイン)
F A X	052-954-6963
電子メール	takaaki_itou@pref.aichi.lg.jp

31子支第2111号
令和2年2月28日

各市町村保育主管課長 殿
(指定都市・中核市を除く)

愛知県福祉局子育て支援課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所、認定こども園及び放課後児童クラブの対応について
(通知)

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月27日付け31子支第2086号)などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、令和2年2月27日付け事務連絡で別添のとおり通知がありました。

これを受け、本県といたしましては、保育所、認定こども園及び放課後児童クラブについては、家に1人であることが困難な子どもが利用するものであることなどから、感染の予防に最大限留意した上で、原則として開所していただくようお願いいたします。

特に、放課後児童クラブについては、開所時間の延長等も含めた受入体制の整備に努めていただくようお願いいたします。

また、管内の保育所、認定こども園及び放課後児童クラブに対して周知をお願いいたします。

担 当 管理・施設グループ
施設認可・指導グループ
電 話 052-954-6625、052-954-6248
F A X 052-971-5890
e-mail kosodate@pref.aichi.lg.jp

(写)

事 務 連 絡

令和2年2月27日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等
の対応について

子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等については、これまで「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび小学校、中学校、高等学校等について臨時休業が要請されたことを踏まえ、保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL：03-5253-1111（内線4966）

FAX：03-3595-2749

E-mail：clubsenmon@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連して の保育所等の対応について（令和2年2月27日時点）

（保育所について）

1. 今回の要請は、小学校、中学校、高等学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、春休みの前段階として、臨時休業を要請するものである。

一方、保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みもないなど学校とは異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。

2. ただし、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育等の代替措置を講じていただくようお願いしたい。

（放課後児童クラブについて）

1. 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間（原則、1日につき8時間）に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい。

2. また、追加で費用が発生する場合には、「子ども・子育て支援交付金」の国庫補助基準額の範囲内で補助することとしている。加えて、当該期間中に受け入れ児童数が多くなること等に伴い、支援の単位を増やして放課後児童クラブを実施する場合には、既存の長期休暇支援加算の対象とすることができる。これらの追加費用については、内閣府より再度追加の交付申請を受け付ける

予定としているので、適切に申請していただくようお願いしたい。

3. 職員の確保については、放課後児童クラブの利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請等を通じて、他の児童福祉施設等からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いしたい。

4. なお、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」に基づき、放課後児童クラブの利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討されたい。その場合にも、その子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を検討していただくようお願いしたい。

(写)

3 1 障 福 号 外
令和 2 年 2 月 2 8 日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様
指定児童発達支援事業所 管理者 様

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連
しての放課後等デイサービス事業所等の対応について

このたび、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、別添厚生労働省通知（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡）のとおり、**感染症の予防に留意した上で、原則として開所**いただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。

なお、児童生徒の受け入れにあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 2 報）（令和 2 年 2 月 20 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししているとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いとします。

担 当 事業所指定・指導グループ
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 3 1 7 （ダイヤルイン）
F A X 0 5 2 - 9 5 4 - 6 9 2 0
メー ル shogai@pref.aichi.lg.jp

(写)

事務連絡
令和2年2月27日

各〔都道府県
政令指定都市
中核市〕 障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、下記のとおり取りまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 放課後等デイサービスについては、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が利用するものであり、当該幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること。
- また、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」においてお示ししているとおり、幼児児童生徒の受入れに当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすることを改めて周知すること。
- 教育委員会等から福祉部局に対して連携の要請があった場合には、教育委員会等に対して、受入可能人数について情報提供するなど必要な協力を行うこと。なお、放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄せられ、事業所において調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整

を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること。

- 幼児児童生徒の受入に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししているとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすることを改めて周知すること。
- 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」問69においてお示ししている通り、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取り扱いを改めて周知すること。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抜粋）

問69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

- なお、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いすること。

以上

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

・厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：03-5253-1111（内線3037, 3102）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp

写

3 1 学 振 号 外
令和 2 年 2 月 2 8 日各私立幼稚園設置者 様
各私立幼稚園長 様愛知県県民文化局県民生活部
学事振興課私学振興室長新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に
関連しての幼稚園の対応について（通知）

このことについて、令和 2 年 2 月 2 8 日付けで文部科学省初等中等教育局幼児教育課等から別添のとおり事務連絡がありました。

幼稚園は、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていない旨が記載されています。

園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、令和 2 年 2 月 2 6 日付け 3 1 学振号外で通知した「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」のとおりですので、同通知を踏まえた対応をお願いします。

なお、幼稚園を臨時休業とする場合においても、子供の預かりが必要な場合があることを踏まえ、適切に対応していただきますようお願いいたします。

担 当 認可グループ（長井）
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 8
F A X 0 5 2 - 9 7 1 - 9 8 8 9
E メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

写

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中
各都道府県教育委員会幼稚園主管課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の
対応について

平素より幼児教育の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、小中高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。これを受け、別添1のとおり、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業を要請したところです。

一方、幼稚園については、保育所と同様、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていることから、全国一斉の休業の要請の対象とはしていませんが、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）で示したとおりですので、同事務連絡を踏まえた対応をお願いします。

また、幼稚園を臨時休業とする場合においても、子供の預かりが必要な場合があることを踏まえ、必要に応じて福祉部局と連携の上、幼稚園を所管する部局において、必要な代替措置について適切に対応いただくようお願いします。なお、保育所において臨時休業を行う場合については、子供の預かりが必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや自園の子供に対する訪問等の代替措置を講じるよう、厚生労働省から別添2の事務連絡が発出されていますので、ご参考にしてください。

各都道府県教育委員会幼稚園主管課においては域内の市町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立幼稚園に対して周知されるようお願いいたします。

【担当】文部科学省初等中等教育局幼児教育課
TEL 03-5253-4111（内線）3136
直通 03-6734-3136
FAX 03-6734-3736

2020年3月1日（日）
愛知県教育委員会義務教育課
教科指導・人権教育グループ
担当 吉田、山上
内線 3915、3913
ダイヤル 052-954-6799

新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴う 小学校「自主登校教室」設置要請及び知事メッセージの発信について

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校の一斉臨時休業に伴う児童の居場所確保のため、愛知県知事及び愛知県教育委員会から県内市町村長及び教育委員会に対し、小学校に「自主登校教室」を設置するよう要請します。

また、このことについて、知事から県民に対してメッセージを発信します。

1 要請先

県内全市町村長及び市町村教育委員会

2 要請内容

共働き家庭などの留守家庭における小学生の居場所づくりとして、小学校の施設を利用した「自主登校教室」の設置

(1) 要請日

2020年3月1日

(2) 設置期間

3月2日（月）以降春季休業開始日までの一斉臨時休業期間

(3) 対象

小学校1年生から6年生まで

(4) 「自主登校教室」のイメージ

- ・ 小学校内に、通常、登校している時間内に設置する。
- ・ 小学生の保護者が、自主登校を希望する場合に受け入れる。
- ・ 感染防止措置を施した上で、教室など小学校の一部を利用する。
- ・ 児童は、登校する小学校の教員の監督の下、各自で自習をする。
- ・ 昼食は持参させる。

3 要請理由

- ・ 新たに放課後児童クラブ（学童保育）への入所を希望する共働き家庭やひとり親家庭などの児童が、定員や感染予防上の観点から、入所が困難な場合がある。
- ・ 放課後児童クラブに比べ、学校という広い施設で居場所を確保することにより、感染のリスクが軽減される。
- ・ 通い慣れた学校内で教員の監督の下、活動することで、児童や保護者は安心して生活できる。

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中 における小学校への「自主登校教室」の設置についての 知事メッセージ

2月27日（木）に、安倍総理大臣からの要請を受け、本県においても、3月2日（月）から春休みの開始まで、小・中学校を臨時休業とするよう、各市町村教育委員会に通知したところです。

しかしながら、突然の長期間にわたる臨時休業に対して、特に、小学生を持つ共働きや、ひとり親の御家庭などから、子供の預け先が確保できないとの声が上がっています。

子供たちが、日中を安全、安心に過ごしながら学習を継続し、その間、保護者の皆様が安心して仕事に従事できるようにしていくことは、地域の行政を預かる者の使命です。

そこで、この度、私は、3月2日（月）以降の臨時休業期間中において、小学生の保護者がお子さんの学校への自主登校を希望する場合には、小学校の校内に、通常の登校時間内で「自主登校教室」を設け、感染防止措置を十分に施した上で、児童の居場所を確保するよう、各市町村長及び教育委員会に要請させていただくこととしました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、児童が安心して学べる居場所をしっかりと確保し、特に小さなお子様を抱える保護者の御負担を少しでも軽減できるよう努めてまいります。

2020年3月1日
愛知県知事 大村秀章

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 愛知県の新型コロナウイルスによる肺炎に関する防疫・その他の対策について、関係部局及び関係機関が連携を図り、総合的、横断的にこれを推進するため、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る防疫対策に関すること。
- (2) 情報の収集と提供に関すること。
- (3) その他、対策に必要な調整に関すること。

(構成)

第3条 対策本部は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療局の事務を担当する副知事及び保健医療局長をもって充てる。
- 4 対策本部には、本部長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第4条 対策本部会議は本部長が召集し、議長を務めるものとする。

- 2 本部長が出席できないときは、本部長が予め指名した者がその職務を代行する。

(幹事会)

第5条 所掌事務に関する問題を整理・検討するため、対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に保健医療局技監を、副幹事長に健康医務部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が召集し、議長を務めるものとする。
- 5 幹事会には、幹事長が必要と認めた場合、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事長が出席できないときは、副幹事長がその職務を代行する。

(部会)

第6条 対策本部には必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 対策本部に関する庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年1月30日から施行する。

別表（第3条、第5条関係）

対策本部	幹事会
（本部長）知事	（幹事長）保健医療局技監
森岡副知事 松井副知事 （副本部長）青山副知事 加藤副知事 （副本部長）保健医療局長	（副幹事長）保健医療局健康医務部長
政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長	秘書課長 総務課長 人事課長 防災危機管理課長 消防保安課長
県民文化局長 環境局長	県民総務課長 学事振興課私学振興室長 環境政策課長
福祉局長	福祉総務課長 地域福祉課長 障害福祉課長 高齢福祉課長 児童家庭課長 子育て支援課長
（保健医療局長）	医療計画課長 健康対策課長 医務課長 国民健康保険課長 生活衛生課長 医薬安全課長
経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長	産業政策課長 労働福祉課長 観光振興課長
農業水産局長 農林基盤局長	農政課長 農林総務課長
建設局長 都市整備局長 建築局長	建設企画課長 都市総務課長 住宅計画課長
会計局長	管理課長
スポーツ局長	スポーツ課長
企業庁長	管理部総務課長
病院事業庁長	管理課長
議会事務局長	総務課長
教育委員会教育長	管理部総務課長 学習教育部保健体育課長
愛知県警察本部長	警備部災害対策課長